

令和5年9月

お客様各位

興産信用金庫

当金庫の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について （令和5年9月29日追加）

①当金庫のインボイス発行事業者登録内容

令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。当金庫は以下のとおりインボイス発行事業者の登録を行いましたので、お知らせします。

登録番号	T8010005002388
氏名又は名称	興産信用金庫
登録年月日	令和5年10月1日
本店又は主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田紺屋町41番地

②当金庫のインボイス制度対応について

②-1 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

②-1-A 「振込依頼書」による振込は、「振込金受取書」がインボイスに対応するよう変更します。

②-1-B 営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行します。また、必要に応じて手数料の単価が分かる手数料一覧表も発行しますので、こちらの保存もお願いします。

【例 両替手数料、残高証明書発行手数料（DM送付による継続的発行を除く）、各種再発行手数料、その他発行手数料、代金取立手数料等】

②-2 口座振替等でお支払いいただく各種サービス手数料について

営業店窓口以外で、口座振替等にて各種手数料をお支払いいただいた場合、令和5年9月までに各種サービスをご契約いただいたお客様に「適格請求書等保存方式（インボイス制度）についてのお知らせ」を郵送させていただきました。本お知らせと普通預金通帳・当座預金照合表・為替振込明細票（法人用インターネットバンキングご利用時）等によりインボイスとして仕入税額控除が可能です。「適格請求書等保存方式（インボイス制度）についてのお知らせ」が郵送されないお客様は、お申し出いただければ店頭にて本お知らせを交付させていただきます。

令和5年9月以降に各種サービスをご契約いただいたお客様は、ご契約時にインボイス対応の新規ご契約書またはインボイス対応の手数料書面を交付させていただきますので、保存をお願いします。本書面と普通預金通帳・当座預金照合表・為替振込明細票（法人用インターネットバンキングご利用時）等によりインボイスとして仕入税額控除が可能です。

【例 法人用個人用インターネットバンキング月額手数料・振込手数料、でんさいサービス利用手数料、ANSERサービス月額手数料、貸金庫手数料、夜間金庫手数料、残高証明書発行手数料（DM 送付による継続的発行）、為替自動振込手数料等】

③ 立替郵送費用について

インボイス制度では、立替費用を仕入税額控除する為には、「立替金精算書」および立替金のインボイスが必要となります。現実的にはこれらの対応が難しいことから、立替費用相当の「郵送手数料」（普通郵便：110 円、書留郵便：550 円）を新設させていただきました。これにより立替郵送費用は、当金庫発行のインボイスにて仕入税額控除が可能となります。ご負担にはなりますが、事情をご理解いただき、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

④ ATM手数料について

ATMは、適格請求書の交付義務が免除される自動販売機特例の対象となる自動販売機に該当します（消費税法施行規則第26条の6 第1号）。したがって、本手数料についてのインボイス発行はいたしません。本手数料については、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入れ税額控除が可能です。

⑤ 月間のインボイスデータ一覧表について

窓口振込手数料、窓口両替手数料を除いた手数料について、月間インボイスデータの一覧表を発行することが可能です。必要なお客様は、窓口にある申込書にてお申し込みください。

※一部の課税事業者は、令和11年9月まで、税込み1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存が不要となり、帳簿を保存するだけで仕入れ税額控除が可能となります。

以 上

参 考

[国税庁適格請求書発行事業者公表サイト（国税庁）](#)

[国税庁インボイス制度公表サイト（国税庁）](#)